

トータルコンサルティングオフィス

税理士平本事務所ニュース

編集・発行人 税理士 平本 祐一

事務所 水戸市宮町 2-3-102
〒 310-0015 梅善ビル 2・3 階
TEL 029 (226) 0865 FAX 029 (226) 0793
E-mail topassis@js6.so-net.ne.jp
http://hiramoto-office.com/

税理士の独り言

人間の本质が表れるのが有事の時です。平時が続く中で仕事や生活をしてきた人は厳しい環境や危機的状況に置かれると現実から目そらしてしまいます。そのため見通しが甘くなり失敗の後に思考が硬直します。先の読めない混迷の時代に訪れたピンチに対してリーダーは自分とは相容れない人材であっても組織の中で使いこなして目的を達成させるバランス感覚が必要です。オズの魔法使いで歌われた「虹の彼方に」は 72 年前に生まれました。夢と希望に満ちて勇気を与えてくれる曲は歌い継がれます。私にだってできないはずはない！

私の書棚より

○営業マンの本当の仕事は「顧客は何をもとめているか」「顧客は何を提供したら喜ぶのか」という、その「何」を探し、見つけることといえます。

○信頼できるかどうかということはある意味全人格的な勝負です。上手に話す力などその武器の一つでしかありません。いや話す力より信頼できるか否かほうが顧客にとってははるかに大きな問題です。

『『本物の営業マン』の話をしよう』
佐々木常夫著 PHP ビジネス新書

税務アンテナ

□個人事業者を対象に、東日本大震災で被災した事業資産の修繕費用等の見積額として災害があった日から 1 年を経過する日までに支出が見込まれる費用の合計額から、受け取った保険金等を控除した金額を平成 23 年に災害損失特別勘定として繰り入れたときは、必要経費に算入することができます。この場合、平成 23 年分の必要経費に算入した災害損失特別勘定は、平成 24 年に取り崩して、収入金額に算入することになります。また、本来は賃貸人が負担すべき賃貸資産を原状回復するための費用を賃借人が負担した場合には、修繕費として必要経費に算入することができます。

□法人が役員や使用人に支給する食事については、その支給する食事の価額の 2 分の 1 以下の食事代をその役員や使用人から徴収し、かつ、食事代の法人負担額が一人当たり月額 3,500 円以下の場合には現物給与として課税しなくても差し支えないこととなっています。一方、残業者に支給する食事は非課税とされています。ただし、食事代として金銭で支給する手当は給与として課税されます。宿日直料は、その勤務一回につき 4,000 円までの部分については非課税とされています。

税務に関するご質問をお受けしております。お気軽にお問い合わせ下さい。

7 月の 税 務 ス ケ ジ ュ ー ル

10 日	○ 6 月分の源泉所得税の納付 ○ 特例適用者の 1 ～ 6 月分の源泉税の納付 (休日につき 11 日)
15 日	○ 所得税予定納税の減額申請
31 日	○ 固定資産税 (第 2 期分) の納付 ○ 5 月決算法人の確定申告 (休日につき 8 月 1 日)

31 日	○ 所得税予定納税額 (第 1 期分) の納付 ○ 11 月決算法人の中間申告 (予定申告) ○ 8 月、11 月、23 年 2 月決算法人の消費税中間申告 (休日につき 8 月 1 日) ○ 7 月決算法人の消費税各種選択届出書提出 (休日につき 7 月 29 日)
------	---

今月の贈る言葉『分岐点に立たされた時、嬉しいと思うしかない』 by 見城徹